

令和4年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和4年11月10日 開会

令和4年11月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和4年11月10日午後1時富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 18 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治	2 番 松 永 孝 男	3 番 赤 池 勝
4 番 齊 藤 学	5 番 佐 野 守	6 番 佐 野 均
7 番 佐 野 強	8 番 伊 藤 照 男	9 番 近 藤 雅 隆
10 番 村 松 義 正	11 番 富 永 政 則	12 番 宮 島 孝 子
13 番 遠 藤 光 浩	15 番 荻 真 教	16 番 後 藤 文 隆
17 番 佐 野 むつみ	18 番 内 堀 忠 雄	19 番 杉 山 弘 子

欠席委員

14 番 旭 一 昭

農地利用最適化推進委員出席委員

1 番 土 井 治	2 番 塩 川 金 彦	4 番 渡 邊 勝 彦
5 番 竹 川 篤 志	6 番 村 松 慎 一	7 番 土 井 一 彦
8 番 加 藤 文 男	9 番 藤 浪 庸 一	10 番 有 賀 文 彦
11 番 鈴 木 四 郎	12 番 篠 原 兼 義	13 番 牧 澤 邦 彦

欠席委員

3 番 渡 井 清 孝

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主 任 主 査	深 川 亮	主 査	池 田 幸 司
主 査	滝 口 悠 美		

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日は、大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。
それでは、会議に入る前に、14番 旭 一昭委員から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による許可についての取消願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました令和4年10月11日から令和4年11月9日までの農地法の規定による許可について取消願の処理状況を御覧ください。

第1項、大鹿窪■■■■、田、1、344平方メートルにつきまして、令和4年9月12日、資材置場を目的とした農地法第5条許可申請が許可されましたが、令和4年10月14日、都合により取消願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況でありますので、よろしく申し上げます。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日と決定したいと存じます。

それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、18番 内堀忠雄委員、19番 杉山弘子委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会議録署名人に、18番 内堀忠雄委員、19番 杉山弘子委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第64号から議第71号です。

初めに、報第64号から報第71号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和4年9月21日から令和4年10月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから7ページを御覧ください。

報第64号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が22件提出されました。

続きまして、議案の8ページを御覧ください。

報第65号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が2件提出されました。

続きまして、議案の9ページを御覧ください。

報第66号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の届出が受理されました。

続きまして、議案の10ページを御覧ください。

報第67号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出を受理しました。

続きまして、議案の11ページ・12ページを御覧ください。

報第68号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、7件の届出を受理しました。

続きまして、議案の13ページを御覧ください。

報第69号 転用目的事業計画変更届出書の受理について
転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする転用目的・事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、工期が令和4年9月30日までから、事情により令和5年7月31日までへの計画変更が1件提出されました。

続きまして、議案の14ページを御覧ください。

報第70号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのに当たり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

続きまして、議案の15ページを御覧ください。

報第71号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けたものが1件ありました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第64号から報第71号まで報告済みといたします。

議第67号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読並びに説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の16ページを御覧ください。

議第67号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について
農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。

申請地は山本で、高原二区集会所の南東に位置する農地です。

受人、山本の■■■■さんと、渡人■■■■さんとの売買契約です。

申請地は受人が使用貸借しておりましたが、今回所有権移転をするもので、引き続き茶畑として利用していく予定です。

受人の許可後耕作面積は10万5,605.73平方メートルで、受人は現在50歳、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は村山で、村山浅間神社の西に位置する農地です。

受人は村山の■■■■さん、渡人は■■■■さん、■■■■さんです。贈与契約になります。

受人と渡人は親子関係にあり、申請地は既に受人も一緒に管理しておりますが、今回正式に所有権移転をするものです。

受人は現在49歳、耕作面積は1万7,403平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第3項及び4項は同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は猪之頭で、市立井之頭小学校の南に位置する農地です。

受人は万野原新田の■■■■さんです。渡人は、第3項が■■■■さん、第4項は■■■■さんで、どちらも売買契約で花木を栽培する計画です。

第4項申請地については、既に受人が耕作・管理しており、今回正式に所有権移転をするものです。

受人の許可後、耕作面積は7,499平方メートルで、受人は現在59歳、稼働人員は1名です。

続きまして、第5項及び第6項は同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は麓で、ふもとつばらの北に位置する農地です。

受人は麓の■■■■さんです。渡人は、第5項が■■■■さんで、使用貸借契約、第6項は■■■■さんで、売買契約です。

当該申請地は、受人が既に耕作しており、引き続き露地野菜を栽培する計画となっております。

耕作面積は許可後3,430平方メートル、受人は現在32歳、稼働人員は1名です。

以上、第1項から第6項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案について、5項並びに6項について、担当委員の調査報告をお願いします。

1番 脇坂英治委員

ただいまありました議第67号、5項と6項ですが、11月4日、10時より現地にて、農業委員の近藤委員、宮島委員、自分、あと申請者代理人■■■■行政書士さんと、あと事務局の滝口さんの5名で確認をいたしました。

先ほど事務局より報告があったとおり、もう現在既に耕作をしているということです。それで、北側が山林で、これは親の所有地です。それであと、東側も耕作している農地、あと南側が進入路とか道路になっております。

問題はないと思いますので、以上、審議のほうよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第67号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第68号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の18ページを御覧ください。

議第68号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は村山■■■■の内、畑249平方メートルで、村山の■■■■さんが住宅敷地の拡張に転用するものです。

申請地の隣に申請人が居住する農家住宅が建設されており、申請地は平成8年頃に増築した部分に該当します。また、申請地は、村山の■■■■牧場内、村山浅間神社の北東750メートルの場所に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

敷地面積及び建屋の構造により、宅地内には代替性がありません。申請地の周囲は、西を宅地、その他の周囲を自己所有の農地に接しておりますが、申請地は現在の住宅地部分と連続し、転用後も周囲の農地の連続性が分断されることなく、引き続き効率的な農地の利用が可能であることから、集団として存在する農地の分断、蚕食に当たらないものと判断いたしました。また、万が一被害が発生した場合は、申請人の自己責任で解決いたします。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第68号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第69号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の19ページを御覧ください。

議第69号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりであったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

申請地は外神■■■■、畑、1,004平方メートルで、御殿場市の■■■■が賃貸借により権利設定し、大型トラック7台の駐車場、無蓋車庫として利用、転用しようとするものです。

申請人は産業機械、プラント設備などの組立、搬入、据付けを主な事業とし、業務の一環として運送業を営む法人であり、昨年6月に外神に営業所を開設しております。今回、既存の営業所兼車庫敷地では手狭になったことから、運送業許可の要件を満たす距離内に無蓋車庫を新たに設置したく、申請に及んだとのこと。

申請地は物見山球場の北西に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近隣の土地に代替性を検討しましたがありませんでした。周囲は北と東を道路、南を宅地、西を農地に接しておりますが、雨水は山砂利にて舗装することで自然浸透させ、騒音、危険防止について、借人が処置します。

また、資金は自己資金で確保されており、許可後12月に着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第69号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第70号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました非農地証明申請の審議について、差し替え資料を御覧ください。

こちら修正していただきたい点がありまして、番号が1、3、2になっているものを、1、2、3にさせていただきたいと思っております。第2項が内野の案件になりまして、第3項が大鹿窪の案件になります。よろしく申し上げます。

議長

差し替え資料の番号について、1、3、2、となっているが1、2、3にするということですね。

あと、変更点としては1項の53年が43年、3項の一筆の現況が山林から原野になっている。
という理解でいいですね。

事務局 深川主任主査

そうです。

議長

で、いいですね。

じゃあ、事務局お願いします。

事務局 深川主任主査

議第70号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び航空写真7ページを御覧ください。

申請地は馬見塚■■■■、畑、528平方メートルで、大石寺の東に位置する農地です。

昭和43年頃、東京に住んでいた申請者の父が、環境・景観がいい当該場所を気に入り、将来移住しようと社員住宅建築のための申請地として購入をしました。しかし、仕事の都合などがあり、住宅の建築には至らず、現在に至ったものです。申請者も県外に居住しており、場所すらよく分からないというような状況であるということでした。10年以上前から森林原野化していることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないものと判断しました。

続きまして、第2項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地は内野■■■■、畑、70平方メートルで、内野区民館の北に位置する農地です。

申請地は所有者の父が昭和43年頃に住宅を建築した際に住宅敷地として一体利用し、現在に至ったものです。都市計画法上は、昭和44年の航空写真で建物が建っていることが確認できるため、線引き前宅地であり、住宅敷地としての一体利用であれば問題はありません。そのため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第3項及び航空写真9ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪■■■■、畑、231平方メートルほか3筆、計781平方メートルで、県道三沢富士宮線沿いの三田建設の北に位置する農地です。

年月日は不詳ですが、申請者の先代が体調不良で耕作ができなくなり、後を継ぐ者がおらず、そのまま放置され、現在に至ったものです。申請者は平成23年に相続により申請地を取得したものの、神奈川県箱根で旅館経営をしており、農業を営んでおらず、耕作はもとより管理もできない状態となっておりました。10年以上前から森林原野化していて、農地への復元は困難なため、非農地として扱って差し支えないものと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

事務局 深川主任主査

第1項につきまして、会長の担当地区案件であるため、事務局が代読いたします。

ただいま審議中の第1項について報告します。

11月8日、10時20分、申請者が県外在住で現地に来られず、土井農地利用最適化推進委

員、事務局2名と現地で会い、話を聞きました。申請者より話を聞いた事務局から説明があり、申請地は10年以上前から耕作が放棄された土地であり、森林原野化されていることを確認しました。申請書のとおり、問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

8番 伊藤照男委員

ただいま審議中の第2項の調査について報告します。

9月30日に提出されました非農地証明申請がありますが、行政書士の■■■■さん、佐野むつみ委員、私、農業委員会事務局2名の合計5名で11月8日、午前11時より現地調査を行いました。

昭和43年、申請人の■■■■様の父が農地を隣接する宅地と一体で住宅敷地として利用していたものであります。調査の結果、内容は申請書のとおりで問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

7番 佐野 強委員

ただいま審議中の第3項について調査結果について報告をさせていただきます。

先般11月8日、申請人の■■■■様、事務局2名、私とあと篠原推進委員と現地にて調査を行いました。

一応、項目として4か所ありますので、それぞれちょっと御説明のほうさせていただきます。

まず最初に現況としまして■■■■のほうですが、これについてはスギ・ヒノキ等が植林されています。それから次にその下の■■■■につきましては、土手が崩れて現在その跡が通路になっています。次の■■■■につきましては、マダケが生い茂ってすごいです。次に、■■■■のほうについては、スギ・ヒノキが植林され、モウソウチクが入り込んでいます。

以上を勘案しますと、農地として復元することは困難であり、復元しても継続利用は難しいと思われれます。それから、周囲の農地には影響がなく、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第70号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第71号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の21ページを御覧ください。

議第71号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和4年10月19日付、富農第1054号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明します。

ページを2枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数13人、利用権を設定する者の数17人、利用権を設定する農用地の面積は計7万8,397.88平方メートルです。所有権の移転を受ける者の数1人、所有権を移転する者の数1人、所有権が移転する農用地の面積、計1,199平方メートルです。

1枚めくって集積計画を御覧ください。

貸借について第1項から17項まで全て中間管理事業になります。

それでは、第1項から順に説明します。別冊航空写真は10ページを御覧ください。

第1項申請地は馬見塚で、青木区三町内会集会所の北に位置する農地です。

青木の■■■■さんへの使用貸借権設定で、期間は10年新規になります。移転後経営面積は1万4,271.61平方メートルです。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は11ページを御覧ください。

第2項申請地は貫戸で、貫戸区多目的広場の南に位置する農地です。

山本の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は1万2万5,861.12平方メートルです。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は12ページを御覧ください。

申請地は精進川で、上条児童遊園の北西に位置する農地です。

上条の■■■■さんへの貸借権設定です。5年新規になります。移転後経営面積は1万3,215平方メートルです。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は13ページを御覧ください。

第4項申請地は山本で、岩松製茶協同利用組合の北東に位置する農地です。

富士市の■■■■への貸借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は4,133平方メートルです。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は14ページを御覧ください。

第5項申請地は山本で、蓮覚寺の南西に位置する農地です。

貫戸の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は1万4,383平方メートルです。

続きまして、第6項及び別冊航空写真は15ページを御覧ください。

申請地は小泉で、村山第三区区民館の南に位置する農地です。

山宮の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は5,236.15平方メートルです。

続きまして、第7項及び第8項は、同一受人の案件ですので、まとめて説明いたします。別冊航空写真は16ページを御覧ください。

申請地は北山で、北山郵便局の北に位置する農地です。

北山の■■■■への貸借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は4万5,558平

方メートルです。

続きまして、第9項及び別冊航空写真は17ページを御覧ください。

申請地は貫戸で、特別養護老人ホーム高原荘の西に位置する農地です。

杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は7万8,021.09平方メートルです。

続きまして、第10項から第13項は、同一受人の案件ですので、まとめて説明します。別冊航空写真は18及び19ページを御覧ください。

第10項・11項の申請地は淀師で、市立富丘小学校の北に、第12項・13項は村山で、市立富士根北小学校の北東に位置する農地です。

淀師の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は全て10年新規になります。移転後経営面積は1万2,839.73平方メートルです。

続きまして、第14項及び別冊航空写真は20ページを御覧ください。

申請地は上条で、千居集会所の北に位置する農地です。

猫沢の■■■■への使用貸借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は13万2,619.01平方メートルです。

続きまして、第15項及び別冊航空写真は21ページを御覧ください。

申請地は外神で、外神河原上公園の西及び北に位置する農地です。

青木の■■■■への貸借権設定です。期間は10年再設定になります。移転後経営面積は9万5,039.96平方メートルです。

続きまして、第16項及び別冊航空写真は22ページを御覧ください。

申請地は麓で、東京農業大学の南に位置する農地です。

根原の■■■■への使用貸借権設定です。期間は10年再設定になります。移転後経営面積は48万4,663.50平方メートルです。

続きまして、第17項及び別冊航空写真は23ページを御覧ください。

申請地は猪之頭で、市立井之頭小学校の南に位置する農地です。

猪之頭の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は5年再設定、移転後経営面積は3万3,980.25平方メートルです。

続きまして、所有権移転の案件について説明します。

第1項及び別冊航空写真、24ページを御覧ください。

申請地は山本で、高原二区集会所の北東に位置する農地です。

買主は山本の■■■■さんで、茶を栽培する計画です。引渡しの時期は令和4年11月24日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第 7 1 号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第 7 1 号は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき処理することに決定しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は 1 2 月 1 2 日を予定しています。

以上をもちまして、令和 4 年 1 1 月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後 1 時 4 6 分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
18 番

会議録署名人
19 番